

法人向けWEBサービス ワンタイムパスワード認証利用追加規定

第1条 ワンタイムパスワード認証について

ワンタイムパスワード認証（以下「本認証」といいます。）とは、法人向けWEBサービスの利用に際し、30秒毎に生成・表示されるパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます）の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本認証の利用者は、法人向けWEBサービスを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置（トークン）

本認証を利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・機器（以下「トークン」といいます）が必要となります。トークンには「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の2つの方式があります。

ご契約先は、ソフトウェアトークンとハードウェアトークンのいずれかを選択することができます。

(1) ソフトウェアトークン

当金庫が指定するワンタイムパスワード生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます）にダウンロードし、ワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ハードウェアトークン

当金庫がご契約先にワンタイムパスワードを生成・表示する専用の機器を交付し、利用する方式で、ご契約先はハードウェアトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

(1) ソフトウェアトークン

当金庫に書面による申込は必要有りません。

端末にアプリをダウンロードし、ご契約先の管理者が、アプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を登録し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本認証の利用を可能とします。

(2) ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫に本認証の利用開始の依頼を行う場合は、ハードウェアトークン申込書により申込ください。

ご契約先からのハードウェアトークン申込後、当金庫はご契約先の届出住所宛にハードウェアトークンを郵送します。

ご契約先は法人向けWEBサービスの利用者数を上限に、ハードウェアトークンの追加依頼をすることができます。

ハードウェアトークン到着後、ご契約先の管理者が、ハードウェアトークンの「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有する各々と一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本認証の利用を可能とします。

第4条 本認証の利用

本認証の利用開始後は、法人向けWEBサービスの利用に際し、ワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合は、ご契約先はワンタイムパスワードを認証画面にて、正しく入力するものとします。ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ソフトウェアトークン

- (1) ソフトウェアトークンの ワンタイムパスワードの利用期限はありません。
- (2) 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。
この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。
- (3) ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末から、ソフトウェアトークンのアプリをアンインストール（アプリを消去）した場合は、ソフトウェアトークンは利用できなくなるものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

2. ハードウェアトークン

- (1) ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込を行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
利用できなくなったハードウェアトークンは、ご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。
- (2) 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは直ちに当金庫に届出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに法人向けWEBサービスの利用停止の措置を講じます。
2. トークンの再発行
 - (1) ソフトウェアトークンの場合、ご契約先があらたにアプリをダウンロードすることでソフトウェアトークンを再発行したものとします。
 - (2) ハードウェアトークンの場合、ご契約先はハードウェアトークン再発行の申込を行ってください。
当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に郵送します。
3. 前記によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 利用料

1. 本認証の利用にあたり、利用料をいただきます。
2. 本認証の利用にあたり、ハードウェアトークンをご利用の場合は、ハードウェアトークン1個につきハードウェアトークン代金および消費税（以下「機器代金」といいます）をいただきます。
機器代金は、ハードウェアトークン申込書（機器の紛失による再発行時）をお取引店に提出した際、現金にてお支払ください。
3. 機器代金については、本認証の解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
4. 当金庫は機器代金をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
5. 利用料、機器代金は、当金庫ホームページまたはその他相当の方法により示された手数料等一覧に基づいた手数料とします。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとし、ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとし、ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが所定回数以上連続して入力された場合は、取引の安全を確保するため、当金庫は当該利用者に関し、法人向けWEBサービスの利用を停止します。法人向けWEBサービスの利用を再開するには、管理者により解除処理をおこなってください。
4. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除く)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
5. ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本認証は利用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとし、
6. ソフトウェアトークンの不具合等、またはハードウェアトークンの故障、電池切れ等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本認証の解約等

1. 本認証は、不正振込等防止等、お客様の預金保護を目的として導入していることから、ご契約先の都合による解約はできないものとし、
2. 次のいずれかに該当する場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本認証の利用を停止することができるものとし、また、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本認証の利用停止を解除することができるものとし、
 - (1) ご契約先が当金庫に支払うべき機器代金を支払わなかった場合。
 - (2) ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本認証の利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
3. 本条第1項から2項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については手続を行うものとし、

第10条 譲渡・質入の禁止

ご契約先はソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとし、

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、法人向けWEBサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

本規定の内容について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。この場合、当金庫は変更をホームページ等適宜の方法により開示または通知します。

適宜の方法により開示または通知した後に行われた本サービスの利用については、変更後の内容が適用されます。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

また、諸手数料の変更についても同様とします。

以上
2020年4月1日版